



夏休みを夏季休業日、冬休みを冬季休業日といいます。では家庭や地域で体験的な学習活動などを行うための休業日を何というか知っていますか。



新しい休業日を有効活用！

この休業日を「体験的学習活動等休業日」といいます。本校では今年、5月2日、6日そして11月4日と3日間設定しました。

平成29年に学校教育法施行令が一部改正され、この新たな休業日を設けることができるようになりました。そこで、鳥取県内の多くの県立学校では今年度から「体験的学習活動等休業日」を導入しています。この休業日を設定する趣旨は、地域における保護者の有給休暇の取得を促進することと合わせて、長期休業日の一部を学期中の授業日に移すこと等により学校休業日を分散化することで、児童生徒等と保護者等が共に体験的な学習活動等に参加すること等を通じて、児童生徒等の心身の健全な発達を一層促進する環境を醸成することを期待するものです。そのため、さまざまな活動に生徒が参加しやすいように「体験的学習活動等休業日」には全ての部活動を休みとしています。

生徒のみなさんにはこの休業日を活用して家族と旅行に出かけたり、普段できないことに取り組んで欲しいと考えています。また、地域でのイベントや地域に対して自主的にできることに取り組むのも良いでしょう。例えば、友だち同士で日頃利用している駅やバス停の清掃活動を行ったり、地域を散策してこれまで知らなかった地域の良いところを見つけたりする活動なども考えられます。

ワークライフバランスを見直すことが求められる昨今において、この休業日を導入する目的の一つには保護者の皆様に有給休暇を取得していただくことが含まれています。お忙しい毎日とは思いますが、お子様のこの休業日に併せて有給休暇を取得していただき、お子様との時間をつくっていただければ幸いです。

この休業日の活動をとおして、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごし、鳥取の子どもたちが自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く力を育めるよう、学校、家庭、地域で協力して教育力を高めていくことを願っています。

保護者の皆様や生徒のみなさんには後日アンケートを実施し、この休業日へのご意見や活用状況を伺う予定にしています。

11月4日をどのように過ごされますか。良き1日としてください。

校長 松川 明義

【行事予定】11月2日(水)：創立100周年記念式典 (米子コンベンションセンター)
4日(金)：体験的学習活動等休業日
7日(月)～11日(金)：授業公開週間
今週末の大会等：マイコンカーラリー、バレーボール、ラグビー

